

事 務 連 絡
平成23年4月 5日

公益社団法人 杉並青色申告会
会長 高橋 新一郎 様

南相馬市災害対策本部 本部長 桜井 勝延
(公印省略)

南相馬市生活支援義援金受領証明書の送付について

このたびの震災にあたり、本市市民の生活支援に対し、支援とご協力について厚く御礼申し上げます。

さて、遅くなりましたが、「南相馬市生活支援義援金受領証明書」を送付いたしますので、ご査収ください。

多くの方々からの励ましを胸に復興へ向け市民・職員力を合わせて努力して参りたいと考えております。

みなさまのご好意に対し心より感謝申し上げます。

【事務担当：南相馬市健康福祉部社会福祉課社会福祉係 TEL0244-24-5243】

No. _____

南相馬市生活支援義援金受領証明書

住 所 東京都杉並区阿佐ヶ谷南 3-1-26-201

氏 名 公益社団法人 杉並青色申告会 会長 高橋新一郎 様

¥258,859円

上記の金額を受領しました。

平成23年4月5日

南相馬市災害対策本部 本部長 桜井 勝延



※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に平成24年1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

（注1）所得税の寄附金控除及び住民税の双方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

（注2）所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。